

「無災害記録証(第2種)」を授与しました

令和5年1月13日



写真左：水戸労働基準監督署長

写真右：株式会社日立製作所水戸事業所
安全衛生統括部部长

水戸労働基準監督署（署長 小室 順）は1月13日、管内にある株式会社日立製作所水戸事業所（以下「同事業所」という。）に対し、厚生労働省労働基準局長の無災害記録証（第2種）を授与しました。

無災害記録証は、業種と規模に応じて定められた一定の無災害記録の時間数に到達した事業場に対して、厚生労働省労働基準局長が無災害記録証を授与する制度です。本制度は、無災害の時間数に応じて第1種から始まり第5種までの5段階に分けられています。

同事業所は、鉄道車両制御装置に関連する製品の設計・製造を行っています。同事業所は労働災害を防止する取組として、労働安全衛生マネジメントシステムを構築して活動・管理を体系的に推進していました。また、海外拠点と連携し、国内の労働安全衛生法に加え、グローバルな安全基準を同事業所内の基準に反映させ、更なる安全活動の強化に取り組んでいました。

同事業所の部長は、「今後も無災害を継続し、表彰を頂けるよう、引き続き頑張りたい。」と意気込みを語っていました。

水戸労働基準監督署では、引き続き、労働災害の防止を目的とした無災害記録証制度の周知を図り、事業場における自主的な安全活動を促進します。

[連絡先] 水戸労働基準監督署 電話029-277-7916